髙六拾六石七斗 內六石五斗三升五合 二拾九石八斗一升四合 拾三石六升九合 六石五斗三升五合 越 森 発四つ 一歩 堂加 中 下 形

人四拾二石八斗八升三合 一貫二百八拾三匁五分三厘 四拾三匁五厘一毛二味平均直段一石に付

右今度被,下置,候。 令,配分,所如,件。 御藏返米之內を以、其方知行高無。相違!

宽文拾一年十二月十五日

吉田喜八郎殿

畤 連

び北家中荒屋敷等四ヶ所へ各移住すといへり。 濱等に在住の人々、追々金澤へ送籍して、今云ふ穴水町及 **士一統も收納髙减少すといへり。さて従來舊領庭嶋郡田鶴** 自餘の家士共皆同様にて、此時主家の家祿减少に隨ひ、

〇長家譜代家人

長氏は、 **雞祖長谷部信連以來、** 数百年連綿せし舊家なり

長氏に随従せし家柄なり。故に此の家柄の人々をば別惑と 連以來譜代家人の家筋にて、數百年來譜代家と相立て、 丰 めて酒盃を賜ふゆゑなり。永祿四年正月畠山修理大夫磯則 領主畠山家の昵近の者なりしが、天正五年畠山家滅亡の後 たり。又屋形衆とて、字野以下十餘家あり。是は昔能登の の分流庶子の家までも取扱ひ方異にして、子孫連綿せしめ す。又共の次に吉田・大田・山本・岩田・粟津・櫻井・小川、 を廢し、長氏に改稱せり。次に闘・中村・加藤・田屋・村井・小 譜代家人の上列となしありしが、明治維新の際鄕村の稱號 上の七家をば中郎の 家柄とす。右郎等・中郎の 家共は、 林・合田・田邀・浦野・瀬見、以上の 十家をば 郞等の 家柄と 以て稱號とす。皆是長氏の 庶家なりしゆゑ 家″子と稱し、 信連より能登所領の鄕村を鼵與せられ、各其の領地の名を 子と稱す。此の五家の始祖は、信連の庶子にて、そのかみ 殿重なり。此木・上野・宇留地・阿岸・山田、以上の五家を家 長對馬守續連七尾の居邸へ來臨ありし御成儀式費に戦 譜代家士の中にも信連以來の舊家ありて、 年頭酒盃を賜ふ時、家子・郎等・中郎とは別に改 其の家格

せられたる御目見之次第左の如し。

御家之子 字 留地 孫四郎

新次郎

田

十郎兵衙

の兩人は座敷論を以不。罷出」候。 一番 左近助

此木·上野、

二番 小二郎

三番

紀三郎

四番 田 屋 熊干

見、兩家子は、 中村小二郎・加藤 將監・田屋□□井隅與三、此の八人 御目 御家子宇留地孫右衞門·阿岸新四郎·山田十郎兵衞·關左近· 加藤系圖にも、 座論を以て目見無、之とあり。 永祿四年對馬守様に畠山義則公御成之時、

〇此木長氏傳略

是長家庶虠五家の一家にて、所」謂家子と稱する家柄の隨一 長谷部系圖に、信連二男景信、大屋庄此木之地頭。とあり。 永祿四年五月畠山篯則主長綏連が邸へ來臨の時、 座論

文元年七月諸橋六鄕南北棟敷庄文に、三間くぬぎと戦せた 抄に、本草云。釣樟一名鳥樟。和名久沼木。と見た、 在判譲狀に、譲渡穴水來迎寺田之事。 此木は鳳至鄴大屋庄南北郷の邑名にて、 を以て拜謁せずとあるも、 仍 諏方兵衞 入道爲,蓮佛之承。 推,問子細。 大田七郎 康育記 二月廿六日辛巳の僚に、今日未尅之及。一點,而。世上物念也。 なしたるもの也。さて此木長氏の始祖は、東鑑建長三年十 地を所領となし、此の地の地頭職なりし故、此木を稱號と 木とは皆きたるなるべし。されば此木氏の始祖も、 古に至り、 り。是則ち風至郡南北郷内なる此木村なり。按ずるに、 坪平野樂入道名之內也。と見たたる樟村なり。樟は、 左衞門尉·長夾郎左衞門尉久連等。 件之雖有,謀叛之企,云々。 近江大夫判官氏信·武藏左衙門尉景賴。生處了行法師·矢作 に、釣樟は樟之小者ともありて、今もくぬぎと呼べり。天 り。此の邑村は、穴水來迎寺所藏貞治五年六月廿五日有海 逆心悉露顯云々。廿七日壬午天晴。被,誅,謀叛之衆。又有, **棹村をばこのき村と呼び誤りけるに依つて、** 随一の家柄なるゆゑならん 合一段者、在所樟村 此木村とて今もあ 樟村の 和名 中